

マイナンバーカード申請期限延長に伴う対応について

1 マイナンバーカード申請期限の延長

	従前
マイナポイント取得のためのカード申請期限	令和4年12月31日
マイナポイント申請期限	令和5年2月28日



延長後
令和5年2月28日
未定(後日公表)

(令和4年12月20日付け国通知)

2 応援職員の期間の延長

カードの交付期限延長により、窓口の交付体制強化の維持が必要だが、窓口の繁忙期と重なり、地域・市民生活部だけで対応することが困難

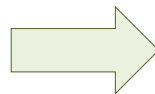


年度末・年度初めの大変忙しい時に恐縮ですが、現在の応援職員期限の2か月間の延長をお願いします。詳細については改めて依頼する予定です。

【従前の応援期限】

令和5年2月28日 (火)

2か月延長



【延長後の応援期限】

令和5年4月28日 (金)

3 マイナンバーカードの交付場所の変更について

マイナンバーカードの申請期限延長により、市民窓口課の繁忙期に加え、県議会議員選挙期間とも重複することから、これらを踏まえた対応が必要

市民窓口課 窓口繁忙期
[3/中旬～4/中旬]

+

県議会議員選挙 期日前・当日投票所
[4/1(土)～4/9(日)]

第一庁舎1階及び2階でのカード交付及びポイント支援窓口場所の確保が難しい

講堂をカード交付会場として使用
[3/16(木)～4/28(金)]

【お願い】

期間中は、各部局に迷惑をかけることとなりますが、本市としてより一層カードの取得を進めていく必要があるため、引き続きご協力をお願いします。

4 参考(今後の必要交付枚数見込み)

